

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務適合審査手数料規程

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務適合審査手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務規程」に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センターが実施する次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の適合審査手数料について、必要な事項を定める。

(適合審査手数料)

第2条 規程第11条に規定する適合審査手数料は、申請一件につき、次に掲げる額（消費税を含む。）とする。

表1【新築】

消費税込(単位:円)

適用する住宅性能基準		一戸建ての住宅（店舗等併用住宅含む）			
		基本手数料		センターで確認済証を交付した場合の手数料	評価書等（※2）を活用する場合
①省エネルギー性	断熱等性能等級4（※1）	仕様ルート	27,000	22,000	6,000 (センターで確認済証を交付した場合4,000)
		計算ルート	37,000	32,000	
	一次エネルギー消費量等級4以上	37,000	32,000		
②耐久性・可変性			32,000	27,000	
③耐震性（※3）	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上又は免震建築物		39,000	34,000	
④バリアフリー性			32,000	27,000	
<p>・共同住宅、長屋、連続建て、重ね建ての手数料は証明基準の種類、建築物の戸数、延床面積等を勘案して、別途見積もりとさせていただきます。</p> <p>・センターで確認済証を交付した場合の手数料を適用する場合は、適合審査の依頼時に確認済証の写しを1部提出してください。</p>					

表2【変更計画】

消費税込(単位:円)

適用する住宅性能基準		一戸建ての住宅(店舗等併用住宅含む)			
		基本手数料		センターで確認済証を交付した場合の手数料	評価書等(※2)を活用する場合
①省エネルギー性	断熱等性能等級4(※1)	仕様ルート	14,000	11,000	6,000 (センターで確認済証を交付した場合4,000)
		計算ルート	19,000	16,000	
	一次エネルギー消費量等級4以上	19,000	16,000		
②耐久性・可変性		16,000	14,000		
③耐震性(※3)	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物	20,000	17,000		
④バリアフリー性		16,000	14,000		
<p>・共同住宅、長屋、連続建て、重ね建ての手数料は証明基準の種類、建築物の戸数、延床面積等を勘案して、別途見積もりとさせていただきます。</p> <p>・センターで確認済証を交付した場合の手数料を適用する場合は、適合審査の依頼時に確認済証の写しを1部提出してください。</p>					

(※1)仕様ルートとは住宅仕様基準(H28告示266号)、計算ルートとは非住宅・住宅計算方法(H28告示265号)をいいます。

(※2)評価書等

①省エネルギー性は断熱等性能等級4、又は一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる以下のいずれかの書類

ふくしま建築住宅センターが交付した、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書、贈与税の非課税措置の住宅性能証明書、BELS評価書☆☆以上、フラット35S(金利A・Bプラン、省エネルギー性)適合証明書、長期優良住宅建築等計画認定通知書(当センターが交付した技術的審査適合証による)又は低炭素建築物新築等計画認定通知書(当センターが交付した技術的審査適合証による)

②耐久性・可変性は劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2以上が確認できる以下のいずれかの書類

ふくしま建築住宅センターが交付した、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書又はフラット35S（金利Bプラン、耐久性・可変性）適合証明書

③耐震性は耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、又は免震建築物が確認できる以下のいずれかの書類

ふくしま建築住宅センターが交付した、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書、贈与税の非課税措置の住宅性能証明書又はフラット35S（金利A・Bプラン、耐震性）適合証明書

④バリアフリー性は高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる以下のいずれかの書類

ふくしま建築住宅センターが交付した、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書又はフラット35S（金利A・Bプラン、バリアフリー性）適合証明書

（注1）評価書等には、住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書もしくは特別評価方法認定書等を含みます。

（注2）適用する住宅性能を2以上選択した場合について

・選択する住宅性能ごとの手数料の合計とします。

（注3）店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が非住宅部分（店舗・事務所等）の床面積より多い場合に限る）の手数料は【一戸建て住宅】の手数料とします。

（注4）証明書の追加発行（再発行）について

・発行依頼1回で1住戸につき、2,200円（消費税込み）をいただきます。

（※3）基準が耐震性で、限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積もりとさせていただきます。

（審査手数料の支払方法）

第3条 依頼者は、依頼時に審査手数料を現金（後納事業者を除く）により支払うものとする。

（審査手数料の返還）

第4条 収納した審査手数料は、原則として返還しない。

（委任）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（附則）

この規程は2019年4月1日より施行する。